

妙高市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、妙高市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年妙高市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の申請)

第2条 条例第3条の規定による課税免除の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、条例第2条の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに固定資産税課税免除申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(課税免除の決定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査して課税免除の可否を決定し、その旨を固定資産税課税免除決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第4条 前条の規定により固定資産税の課税免除の決定を受けた者（以下「課税免除対象者」という。）は、第2条に規定する申請の内容に変更があったときは、直ちに変更届出書（別記様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、条例第4条の規定により固定資産税の課税免除を取り消したときは、固定資産税課税免除取消通知書（別記様式第4号）により課税免除対象者に通知するものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。